

株式会社シー・ティー・ワイ 地上波テレビ送信サービス加入契約約款

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」といいます。）と、CTYが設置する施設により地上波テレビ送信サービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は、次の条項によるものとします。

第1条（サービスの内容） CTYは、サービス提供区域において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営にあたるものとします。また、加入者に次のサービスを提供します。

- (1) 放送事業者の地上テレビジョン放送を再放送するサービス
- (2) CTYが独自に放送する地域情報チャンネル等の提供を行うサービス
- (3) 緊急地震速報サービス

専用端末により提供されるサービス(料金等の定めは、「ケーブルテレビ(CTY)緊急地震速報サービス受信機器 購入申込書」に記載の約款によるものとし、本約款第2条、第3条第1項、第2項、第4条から第7条、第9条から第17条は、本サービスにおいては適用しません。)

第2条（加入契約の単位） 加入契約は、世帯・法人・団体ごとに行います。

第3条（加入契約の成立） 加入契約は、加入者が予めこの約款を承認し、別に定める加入契約申込書に所要事項を記入捺印のうえ提出し、CTYがこれを承諾したときに成立するものとします。

2 契約の申込があった場合でも次の場合には承諾されないことがあります。

- (1) 加入申込者が、本約款に基づいて支払うべき金員の支払いを怠ったことがあるなど、本約款に基づく金員の支払いを怠るおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
- (2) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に属すると判明した場合。
- (3) その他加入申込者が本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合
- (4) 引込施設及び宅内施設の設置または保守が技術上著しく困難な場合。
- (5) 引込施設及び宅内施設の設置または保守が著しく高額となる場合。

3 加入者は、CTYの業務を行うための施設の設置について、予め地主・家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、これに関し、後日問題が生じた場合であっても、CTYは、一切の責任を負わないものとします。

4 CTYは、加入者に対し、放送法第150条の2第1項で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。同書面の到達又は有料放送役務の提供のいずれか早い方をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到達とみなします。

第4条（負担金等） 加入者は、CTYが別に定める料金表に従い、負担金、契約手続きに要する費用（事務手数料）、標準工事費（通常必要な工事費）及びその他の工事費等をCTYの指定する期日までに支払うものとします。

ただし、加入者の引込施設を設置するためCTY施設に大幅変更等が必要となる場合、CTYは加入者と協議のうえ、別途追加負担金を請求することがあります。また、工事について特殊な建物や地形への対応等の追加費用が必要となる場合、加入者はCTYと協議のうえ、その他の工事費等としてCTYに支払うものとします。料金表に掲載する以外に加入者の要望で追加工事を行う場合は、加入者は工事業者と相対でご契約いただきます。

2 加入者が、すでにCTYの有線電気通信設備による他のサービスに加入している場合、CTYは、本加入契約に係る負担金及び工事費を減額することがあります。

3 開始した工事の完了前に解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに履行された部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第5条（施設利用料） 加入者は、施設利用料としてサービスの提供を開始した日の属する月の翌月1日を起算日とし、起算日の属する月を含む6ヶ月間の施設利用料6,000円をその月の26日に支払うものとします。それ以降の支払いは、6ヶ月毎月の26日とします。ただし、提供を開始した日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、提供を開始した日から起算するものとします。

2 加入者の支払う施設利用料には、日本放送協会（NHK）の放送受信料は含まれておりません。

3 CTYが、第1条に定める全ての業務を月のうち引き続き10日以上行わなかった場合、当該月相当分の料金を減免するものとします。

4 CTYは、社会経済情勢の変化にともない、施設利用料を改定することがあります。その場合、改定の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第6条（料金の支払方法） 料金の支払方法は、口座振替を原則とします。ただし、当社と加入者が口座振替以外の支払い方法によることにつき合意した場合には、その支払方法によるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、当社が指定する支払方法によるものとします。

3 CTYは、原則として加入者に対し請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第7条（施設の設置及び費用の負担等） CTYの業務に必要な施設の設置工事及び保守は、CTYまたはCTYの指定する業者が行うものとします。

2 CTYは、放送センターからタップオフまたはクロージャまでの施設を設置し、これを所有するものとします。加入者は、タップオフまたはクロージャの引込端子から受像機までの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、移設・増設工事等、タップオフまたはクロージャの引込端子から保安器または光中継BOXまでの施設を改変する場合には、CTYにその旨を文書にて申し出るものとし、改変に要する費用は加入者が負担するものとします。また、これにともなう工事は、CTYまたはCTYの指定する業者が行うものとします。

4 加入者は、CTYに無断でCTYの施設の改変工事等を行わないものとします。

第8条（責任等） C T Yは、放送センターから保安器または光中継BOXまでの施設について、維持管理責任を負います。

2 加入者は、C T Yが施設管理上必要となるサービスの一時停止を承認するものとします。

第9条（便宜の提供） 加入者は、C T YまたはC T Yの指定する業者が施設の検査、修理を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

第10条（放送内容の変更） C T Yは、やむを得ない事情がある場合は、放送内容を変更することができるものとし、それに伴う損害賠償には応じないものとします。

第11条（故障） C T YまたはC T Yの指定する業者は、加入者からC T Yの提供するサービスの受信施設に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、受信異常が加入者の所有する受信施設及び受信機に起因する場合は、この限りではありません。

2 加入者は、C T Yの提供するサービスの受信施設に異常を来している原因が加入者の施設による場合は、速やかにその施設を修復するものとし、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。この場合、C T YまたはC T Yの指定する業者が故障原因の調査または措置に要した費用は加入者の負担とします。

3 加入者の故意または過失により、C T Yの提供するサービス施設に故障が生じた場合、加入者は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第12条（一時休止及び再開） 加入者は、C T Yのサービス提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、速やかにC T Yにその旨を文書にて申し出るものとします。加入者の家屋の建替えその他C T Yが特に認めた場合、C T Yは加入者の一時休止の申し出を承諾します。その場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、無料とします。

2 前項の一時休止期間は、原則として最長6ヶ月間とします。

3 加入者は、C T Yのサービス提供を一時休止する場合及び再開する場合、C T Yが別途定める工事代金を支払うものとします。

第13条（名義変更） 次の場合において、加入者の異動が生じるときは、新加入者は、C T Yの承認を得て、旧加入者の名義を変更することができるものとします。

(1) 相続

(2) 法人の合併

(3) その他新加入者が、加入契約に定める旧加入者の受信機の設置場所においてC T Yのサービスを受けることについて、旧加入者の債権債務を承継する場合

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は、C T Yにその旨を文書にて申し出るものとします。

第14条（遅延損害金） 加入者は、料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）による遅延損害金をC T Yに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 料金の支払遅延によりC T Yが訪問集金した場合、加入者は、C T Y規定の集金手数料を支払うものとします。

3 料金の支払遅延によりC T Yが振込用紙を送付した場合、加入者は、C T Y規定の手数料を支払うものとします。

第15条（加入契約の解約） 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、速やかにC T Yにその旨を文書にて申し出るものとします。

2 加入者がいかなる事由により解約する場合であっても、C T Yは、料金表に規定するC T Y施設の撤去に要する費用を加入者に請求できるものとします。なお、撤去にともない、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費を負担するものとします。

3 加入契約が解約された場合、C T Yは加入者に対して、解約手数料を請求するものとします。

第15条の2（初期契約解除） 放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、加入者は、契約書面を受領した日から起算して8日以内は、書面をもって本契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面（以下、「初期契約解除書面」といいます。）を発信したときに生じます。書面がC T Yに到着する前に工事が行われることを防止するため、加入者は、C T Yの工事開始前に初期契約解除書面を発信した場合、速やかに、C T Yに対し、電話にて、同書面を発信した旨を通知することとします。また、解除連絡が間に合わず、C T Yの委託を受けた工事業者が解除対象の工事の施工の為、加入者の指定した場所を訪問したときには、加入者は、その工事業者に対し、工事は不要との意思を明示しなければならないものとします。

2 C T Yが、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、加入者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、加入者は、本契約を解除できます。

3 利用者が契約解除を求める書面の宛先及び記載例は、別紙1の通りです。

4 第15条第2項の規定は、初期契約解除の場合に、これを準用します。

5 第1項の場合、C T Yは、契約者に対し、前項に定める費用のほか、あらかじめC T Yが本約款に定める額を上限として、以下の費用等を請求することができます。

(1) 契約解除までに提供されたサービスの利用料（①解除対象の有料放送の役務（付加的機能を含む。）の利用料 ②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料）

(2) 工事費用（標準工事費及びその他工事費等）

(3) 契約手続きに要する費用（事務手数料）

(4) 法定利率を上限とする遅延損害金

6 本契約の初期契約解除の時点で、C T Yが既に金銭等を受領している場合には、C T Yは、これを加入者に返還します。ただし、C T Yは、

本条前項に基づきC T Yが加入者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。

7 変更契約を加入者が初期契約解除をした場合には、C T Yが回復が適切であると判断した契約は変更契約成立前の契約状態が回復するものとします。

第 15 条の 3 (特定解除契約) 有料放送役務契約の締結に付随して締結された他の契約には、電気通信役務の解除(初期契約解除も含む)に伴って自動的に契約解除されない契約(以下、「特定解除契約」といいます。)があります。加入者が特定解除契約を解除するには、当該特定解除契約の定めるところによるものとします。

第 16 条 (加入契約の解除等) C T Yは、加入者が本契約約款に基づく料金の支払いを怠った場合、その他本契約約款に違反した場合には、通知のうえ、加入者に対するサービスを停止し、加入契約を解除できるものとします。

2 C T Yは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

3 第15条2項から第3項の規定は、本条に基づきC T Y契約の解除をする場合に準用します。

第 17 条 (加入申込書記載事項の変更) 加入者は、加入申込書に記載した事項について変更が生じた場合、速やかにC T Yにその旨を文書にて申し出るものとします。

2 加入者は、前項の場合、別途C T Yの定める規定により変更に要する費用を支払うものとします。

第 18 条 (天災・事変等に関する事項) 施設には保安装置が設けられていますが、落雷その他C T Yの責めに帰することができない事由により加入者のテレビジョン受像機及び受信機等の機器が破損した場合、C T Yはその責任を負いません。

2 天災・事変その他C T Yの責めに帰することができない事由によりサービスの提供中止を余儀なくされた場合、C T Yはその責任を負いません。

第 19 条 (管轄裁判所) 本契約に係る係争については、津地方裁判所または津簡易裁判所を第 1 審の管轄裁判所とします。

第 20 条 (定めなき事項等) 本約款に定めがない事項その他本約款の規定に関し疑義が生じた場合、C T Y及び加入者は、誠意をもって協議を行い、解決にあたるものとします。

第 21 条 (約款の改正並びに契約内容及び法令による説明事項変更時の説明方法) C T Yは以下の場合に、C T Yの裁量で民法 548 条の 4 の規定により本約款を変更することができます。

(1) 本約款の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 C T Yは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の一月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をC T Yウェブページに広告します。

3 変更後の本約款の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、本約款の変更に同意したものとみなします。なお、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

4 約款を含む契約内容及び法令による説明事項を変更する場合、C T Yは加入者に対し、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示のうち一つまたは複数の方法による説明を行います。

付 則 C T Yは、特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。

2 表記の金額は全て税抜価格となり、消費税分は別途精算するものとします。

3 本約款は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行します。

4 本サービスは、令和 2 年 3 月 3 1 日を以て新規契約受付を停止します。

料 金 表

1.) 施設利用料 (第 5 条第 1 項)

施設利用料 (6 か月)	6,000 円
--------------	---------

2.) 負担金 (第 4 条第 1 項)

負担金	20,000 円
追加負担金 (加入者の引込施設を設置するため、C T Y施設に大幅な変更が必要となる場合)	加入者と C T Y の協議による

3.) 工事費 (第 4 条第 1 項)

①標準工事費

標準工事費 (通常必要な工事費)	26,000 円
------------------	----------

②その他工事費等

特殊な建物や地形への対応等の追加費用	加入者とC T Yの協議による
--------------------	-----------------

4.) 解約時の施設撤去費

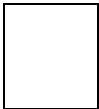
施設撤去費	10,000 円
-------	----------

※表記の金額はすべて税抜価格です。消費税分は別途清算させていただきます。

別紙 1

(宛先) 〒510-0093 三重県四日市市本町8-2 株式会社シー・ティー・ワイ お客様相談窓口

(書面による解除の記載例)

	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								
<p>株式会社シー・ティー・ワイ お客様相談窓口 行</p>									
<p>ご住所 ご契約者名 お電話番号</p>									

<p>契約書面受領日 〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>① 契約者番号 ****</p> <p>② 有料放送サービス名 地上波テレビ送信サービス</p> <p>③ 基本番組サービス利用料 6か月 6,000円</p> <p>上記契約を解除します。</p>
